

平成22年度第13回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月25日（木）17時30分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから第13回「税制調査会」を開催いたします。

本日は、主要事項のうち、「個人所得課税」、「資産課税」、「納税環境整備」について審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず、個人所得課税について、尾立政務官、逢坂政務官より御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

本日は、所得税の見直しの方向性について議論いただきたいと考えております。

所得税については、11月9日に見直しの視点を提示させていただき、税調で議論いただきました。

また、中野座長の下、党税制改正PT役員会等でも議論をいただいております。そうした議論を踏まえ、見直しの方向性の案を提示させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料「個人所得課税（所得税）」というのをお手に取っていただきたいと思っております。

1ページを御覧ください。23年度の所得税の見直しの基本的考え方を整理してみました。

まず、基本的な認識として、所得税については格差社会に対応し、所得再分配機能を回復させるため、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、税率構造や所得控除の見直しに取り組む必要があるという点については、当調査会で共通の認識なのではないかと思っております。

その上で、税率構造については税制抜本改革との関係も踏まえながら、23年度にどこまで行うかという点については、当調査会で方向性は必ずしも明確でないと思われま

す。特に最高税率の引上げについては、象徴的な意味があるとの積極的な意見と、主要国の水準や今般の諸控除の見直しと併せて考えるべきとの慎重な意見が出ております。

これらの点について、当調査会の委員の皆様にご審議を賜りたいと思っております。

財政当局といたしましては、少なくとも23年度改正においては、22年度に着手した控除の見直しを更に進めることとしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

以下、順次、各控除の見直しについて方向性の案を御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。給与所得控除の上限設定についてです。その考え方としては、格差是正、所得再分配機能回復の観点や、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないことなどを踏まえ、一定額を上回る給与所得者については、給与所得控除に上限を設け、過大となっている控除を適正化し、一定の負担を求め

るべきではないかというものです。

そこで、上限を設ける給与水準については、株式会社の平均役員報酬が資本金1億円以上の場合には1,206万円、10億円以上の場合には1,655万円であるといったことを参考とすることが考えられるのではないかということで、表の3つの考え方を提示させていただいております。

考え方1は、資本金1億円以上の株式会社の平均役員報酬1,206万円程度の水準ということで、給与収入1,200万円ということです。1,200万円というのは、別の見方をすると、給与所得者全体の平均給与430万円の3倍程度ということなので、相当に高い水準と考えられます。

考え方2は、資本金1億円以上の株式会社の平均役員報酬1,206万円を相当に上回る水準、すなわち給与収入1,500万円ということが考えられるのではないかということです。

1,500万円というのは、別の見方をすると、資本金1～10億円以上の株式会社の平均給与460万円から605万円の中を取った500万円の3倍程度ということなので、これも相当に高い水準と考えられます。

考え方3は、資本金10億円以上の株式会社の平均役員報酬1,655万円を超える水準、すなわち給与収入1,800万円が考えられるのではないかということです。

1,800万円というのは、別の見方をすると、資本金10億円以上の株式会社の平均給与605万円の3倍程度ということなので、これもまた相当に高い水準と考えられます。ただ、この場合、納税者である給与所得者の0.7%しか制度改正の影響が及びません。

次に3ページ、特定支出控除についてでございます。考え方の欄にあるとおり、一般の給与所得者が特定支出控除を選択しやすくする観点から、対象となる支出の拡大などを行うこととしてはどうかと考えられます。

まず、特定支出の見直しとして、これまで対象となっていなかった弁護士、税理士、公認会計士などの資格取得費、職務に必要な図書の購入費、衣服費、交際費、職務上の団体の経費といった勤務必要経費を追加してはどうかと考えられます。

ただし、(注)にありますように、この勤務必要経費については、家事費との区別が困難な場合が多く、また、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇することになりかねないことから、総額で65万円を上限とするなどの一定の制限を設ける必要があると考えております。

もう一つの見直し内容については、図を御覧ください。図の左側、現行では給与所得控除の全額と特定支出の額を比べて、特定支出の額が上回る場合に特定支出控除を選択するという仕組みです。

これに対し、右の見直し案のように、給与所得控除を勤務費用の概算控除部分と他の所得との負担調整部分に分け、おのおの2分の1とした上で、特定支出の比較対象となる給与所得控除については、勤務費用の概算控除部分とします。

図のように特定支出の拡充と相まって、特定支出控除が選択されるケースが増加すること

が期待できますし、控除額は給与所得控除の2分の1と合算しますので大きくとれます。

こうした見直しは、自分の仕事のステップアップのために投資する一般のサラリーマンへのある種の支援になる措置と考えております。

税制としては、給与所得控除をその2つの性格に応じて分割し、おのおの2分の1とする考え方を取る点で、4ページの役員給与に係る見直しと一体的な体系を成すものです。

次に4ページ、役員についてです。考え方としては、役員と一般従業員との法的地位や給与決定方法の相違、給与所得控除の性格を踏まえると、役員の給与所得控除については、他の所得との負担調整部分は過大となっているのではないかと。給与の格差拡大が見られる中、この点を適正化するため、高額な給与の役員については、原則として勤務費用の概算控除に限った上限とすることが適当ではないかというものであります。

見直しの方向性に関しては、5ページのイメージ図を御覧ください。まず、グラフの右の方、高額給与の役員に係る控除の上限は、給与所得控除のうち、勤務費用の概算控除部分が2分の1であることを前提として、一般の給与所得控除の上限の2分の1を上限とすることが適当ではないかと考えております。これが原則であり、法人役員（案）という太線で示しております。

ただし、高額給与の役員といえども、特別な高額給与でないような場合には、完全に独立的な勤務様態とまでは言えないことなどから、他の所得との負担調整部分の一部、例えば半分を認めるといふこと、その結果、全体としては、4分の3になりますが、そのことも考えられるのではないかとという論点の提起をさせていただいております。これを中ほどの点線で示しております。

次に高額給与の水準については、資本金10億円以上の株式会社の平均役員報酬が1,655万円であるといったことを参考としてはどうかと考えております。

横軸に平均役員報酬をプロットしております。法人役員（案）の太線は、途中まで一般従業員と同じ線となっておりますが、これは一般従業員の控除上限の対象とならないような水準の役員給与については、一般従業員との差異が少ないと考えられることから、一般従業員と同額の控除を適用することとしてはどうかという趣旨であります。

途中から分かれて、右下に下がっておりますが、これは一般の控除上限の対象となるような水準の役員給与については、他の所得との負担調整の必要性が逡減していくと考えられることから、徐々に控除を縮減することとしてはどうかという趣旨でございます。

4ページに戻っていただきたいと思っております。最後の○でございますが、役員の範囲は、法人税における役員給与に係る規定の及ぶ範囲と同じとするのが適当ではないか。また、公務員についても法人役員と同様の給与所得控除を適用することとしてはどうかと考えております。

次に6ページ、退職所得課税についてでございます。法人役員の退職慰労金については、比較的短い在任期間でも一般従業員に比べ高額な金額となっており、また、退職所得については、長期間にわたる給与が一時期にまとめて後払いされる性格から累進緩和措置として2

分の1課税が取られています。法人役員が短期で退職慰労金を受け取る場合、累進緩和措置の対象とする合理性は乏しいと考えられます。

したがって、下の表のとおり、平均在任期間が7年程度であること、退職金と同じく2分の1課税が採用されている譲渡所得については、5年以下の短期譲渡所得については2分の1課税の適用がないことを参考として、役員退職慰労金について2分の1課税を見直すこととしてはどうかと考えられます。

次に7ページ、成年の扶養控除の見直しについてです。まず、基本的な考え方として、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であることなどを勘案し、成年の扶養について一律に控除を認めている現行制度は見直すべきではないか、心身の障害等、その人固有の事情により就労が困難な人や、一定の所得水準以下の人については、引き続き控除の適用を認めることが適当ではないか、ということが昨年も議論されました。

これを踏まえ、23歳から69歳の扶養親族に係る控除（成年扶養控除）でございますが、ここは7ページ下の2つの〇の人について存続し、その他の人に係る成年扶養控除については見直しはどうかということでもあります。

まず、心身の障害等の事情を抱える扶養親族については、引き続き控除対象とすることが適当と考えられます。

具体的には、障害者控除制度の対象者、また、要介護・要支援認定者及びこれらの人の親族である介護者、更に心身の状態により就労が困難な扶養親族、具体的には下の括弧書きの方々であります。これで相当に広い範囲の人が控除存続となります。ちなみに、障害者等の人数は50万人程度ですが、この範囲ですと、100万人程度と推計しております。

次に、納税者本人の所得水準が比較的低い場合には、被扶養者の事情にかかわらず、控除を存続することが適当と考えております。その際の所得水準について、平均的な給与収入478万円ですとか、実態調査によれば、所得400万円超の所得階層では、被扶養者は20代、30代が8割弱を占めており、特に20代の若者が多いといった点を考慮して水準を考えてはどうかという提案でございます。

最後に8ページを御覧ください。考え方でございますが、配偶者控除の抜本的な見直しについては、積極的な意見がある一方で慎重な意見がございます。抜本的な見直しについては、こうした大きな議論を踏まえながら検討してはどうかと考えられます。

ただし、抜本的な議論とは別に、納税者本人の所得に応じた配偶者の就労割合の実態等を踏まえ、制度の適用対象について検討することとしてはどうかと考えられます。

具体的には、納税者本人の所得が上昇するにつれて、配偶者の就労割合が低下するという実態や、所得再分配機能の回復の観点から踏まえると、例えば納税者本人が一定以上の所得である場合について、控除の適用を行わないとすることが考えられるのではないかと提案をさせていただきます。

勿論、子ども手当についての制度改正が行われる場合に、配偶者控除の見直しとの関係をどう考えるかという点も論点になります。

以上の点について、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

私からは、住民税の諸控除の見直し案について説明をさせていただきます。お手元の「個人所得課税（個人住民税）」と書かれた資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1 ページ目を御覧ください。住民税の諸控除については、3つのポイントから見直すべきと考えております。

1つは、昨年度の税制改正大綱の方針を踏まえる。

2つ目が、地域社会の会費という住民税の基本的性格を踏まえる。

更には、11月19日に片山総務大臣から提案をしました地域主権改革税制の観点も踏まえて見直すべきと考えております。

具体的には、次の3点を提案したいと思います。

1点目でございますけれども、所得税において、成年扶養控除、配偶者控除を見直す場合には、住民税についても所得税と同様に見直すべきではないかということ。

2つ目でございますけれども、生命保険料控除、地震保険料控除を廃止してはどうかということでございます。

この生命保険料控除、地震保険料控除は政策誘導的な側面がございますけれども、住民税の地域社会の会費的性格や、国が地方に一方向的に減収を強いている措置については、可能な限り廃止すべきとの地域主権改革税制の観点を踏まえて、廃止ということはどうかということでございます。

3点目でございますけれども、退職所得の関係でございますけれども、退職所得については、住民税の10%税額控除をしているわけですが、これは昭和42年の退職所得に係る住民税の現年課税化の際に、当時の金利水準を勘案して、すなわち当時の金利水準は高かったということを勘案して導入されたものでございますけれども、導入から約40年が経過をしているということ。しかし、その間、全く見直しがされていないこと。

それから、過去10年間の定期預金金利はほぼゼロであることから、この税額控除については廃止をしてはどうかということでございます。

以上の3点、見直しを提案したいと思っております。

次ページ以降でございますが、関係資料でございますけれども、簡単に説明をしたいと思います。

2ページ目でございます。このページは、生命保険料控除等の概要をまとめたものでございます。生命保険料控除による一人当たりの減税額は、最大でも年7,000円、平均では年4,000円程度であるということでございます。

3ページ目を御覧ください。このページは、生命保険料控除等の見直しについて、住民税

の基本的性格の視点からまとめたものでございます。

次に4ページ目を御覧ください。このページは、生命保険料控除等の見直しについて、地域主権改革の視点からまとめたものでございます。

次に5ページ目を御覧いただきたいと思います。このページは、退職所得に係る住民税の課税状況をまとめたものでございます。10%税額控除の影響額は、退職金の0.1%程度になってございます。具体的には、定年退職者の平均退職金額2,554万円に対して減税額は2万5,000円、勤続25年の者の平均退職金額1,412万円に対して減税額は1万3,000円となっているということでございます。

以降は参考資料でございますので、説明は省略いたします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。また、本日は、厚生労働省より資料の提出があります。小宮山副大臣、よろしく願いいたします。

○小宮山厚生労働副大臣

厚生労働省からの資料はお手元の「配偶者控除及び成年扶養控除の見直しについて」という裏表1枚の紙でございます。

配偶者控除と成年扶養控除について、改めて提案させていただきたいと思います。配偶者控除の見直しについては、先日の税調でも述べたとおり、雇用機会均等や、後ほど国家公安委員会委員長として男女共同参画担当の岡崎大臣も来られると思いますが、男女共同参画の理念から、制度が働き方の選択に対して中立で公正なものになるよう、しっかりと取り組むべきだと思っています。

まず、配偶者控除についてですが、その背景として、配偶者控除のために働きどめをしている女性たちがいるという現状があります。裏側の円グラフのある方の資料を御覧いただきたいと思います。平成18年の厚生労働省のパートタイム労働者総合実態調査では、扶養家族であり続けるために就業調整をしている女性が大体4人に1人はいます。

また、右側の方の図ですが、民間の「アイデム 人と仕事研究所」は、厚生労働省の平成18年と古い調査ですが、こちらは平成22年、直近の調査で50.5%、半数の女性が配偶者控除を受けるため等の理由で収入に上限を設け、就業調整をしています。今、これだけ少子高齢社会で働き手がいなくなって、何とか女性の就業を応援しようと言っているときに、こういう税制が足を引っ張るということは見直すべきだと思っています。

第3次男女共同参画基本計画でも、配偶者控除の縮小、廃止が盛り込まれています。これは先日も申し上げましたが、1999年に基本法を民主党も主体的につくったときから、生き方に公平でない社会制度や税制は改めるということが第一に掲げられているところでございます。間もなく今年の末に第3次男女共同参画基本計画がつくられるんですが、その審議のために開かれました男女共同参画会議でも、民間の委員から税や社会保障制度での男女平等、男女共同参画は、これまでの政権ではなかなか取り組まれなかったけれども、民主党政権が

積極的に取り組むことへの期待が口々に強く述べられたところでございます。

こうした雇用機会均等や男女共同参画の理念から、配偶者控除は廃止をするという本来の民主党が主張してきた方向をしっかりと出させていただきたいと思っています。しかし、一方、女性の雇用の場が現在は十分に整っていないなどの現状から、当面は今回の税調の方針でもあります、所得再分配機能を高めるという観点から、高額所得者を対象に配偶者控除を廃止することを提案したいと思います。

また、成年扶養控除の見直しについては、障害や要介護など、就労が困難な人たちにはきめ細かに対応していくことが必要ですが、先ほどお話もありましたように、本来、成人は独立して生計を立てることが基本であり、就労している人としていない人の公平の観点から見直すべきではないかと考えています。障害や要介護により就労困難など、事情のある人に配慮して、成年扶養控除を見直すということを提案したいと思います。

なお、本日の財務省資料の、引き続き控除を対象とする方の案については、きめ細かな対応の観点から、引き続き事務的に調整をさせていただきたいと思います。

また、平成 23 年度以降の子ども手当については、現在、5 大臣会合で検討していますが、上積みのための必要な財源の確保を図る必要があります。そもそも子ども手当は子どもの扶養控除と配偶者控除を廃止して、これまで後回しになってきた子どもへの手当にするという控除から手当への税調の考え方から生まれたものです。こうした原点に立ち戻りまして、見直しに伴う財源については、子ども手当の財源としていただきたいと思います。

なお、財務省より、一定の所得水準以上の人について控除を見直すという考え方が出されていますが、本日の提出資料に基づけば、例えば配偶者控除であれば 1,000 万円、成年扶養控除であれば 400 万円など、一定の所得水準以上で見直した場合の増収額や影響を受ける人数について、財務省に試算をしていただいているかどうかと考えております。

ちょうど今、私の方から雇用機会均等と男女共同参画の観点からは是非見直していただきたいと配偶者控除について申し上げたところ、男女共同参画担当大臣も御到着いただきましたので、御議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、大臣、よろしく申し上げます。

○岡崎国家公安委員会委員長

ありがとうございます。これに間に合ってよかったですと思います。配偶者控除の見直しに関しまして、私といたしましては、まずマニフェストでは控除から手当へということで転換するために、所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止して、子ども手当を創設すると記述してきたわけです。

このマニフェストの内容は、当然のことながら実現に向けて最大限努力をすべきだと思いますし、また、少子化による労働力の人口の減少が見込まれている中で、女性の就業を促すことは重要でありまして、配偶者控除の見直しをきちんと進めていく必要があると考えます。

男女共同参画の観点からは、多様なライフスタイルを尊重して、自分らしいライフスタイル

ルを選択していくときに、中立的に働くように社会制度や保障制度、慣行を見直す必要があると思います。その際に、共働き世帯の増加、未婚、離婚の増加、単身世帯の増加など、家族形態の変化あるいはライフスタイルの多様化に対応して、男性片働きを前提といたしました世帯単位から個人単位の制度、慣行へ移行。そして男女がともに仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要だと考えております。

配偶者控除見直しという観点から発言させていただきました。ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御質問、御意見等がありますれば、どなたからでもどうぞ。

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

今月9日でしたか、成年扶養控除について、例えばアメリカ、ドイツ、フランス、そういうほかの国の例も挙げて、成年扶養控除で大学生や大学院生を扶養する家計の負担減に貢献しているという事情があるので、見直しの場合には、こうした家計に影響が出ないように配慮が必要ではないかとお話ししたわけですが、きれいに何も書いていないものですから、再度ここでお話をしたいと思います。

ほかの国はそういうふうになんとそれは例外として設けているということがあるということ。もう一つ言いますと、教育とか研究の分野で、ここ10年ぐらいでほかの国と相対的に日本が劣化している状況にある。そういうところから、これは絶対に検討して入れ込んでいただきたいと思います。

もっと言いますと、我々は選挙前から子どものことですか、教育については負担を減らすということを書いてきたわけですから、家庭の教育負担の軽減の観点からも望ましいと思います。一応参考までに言わせていただきますと、学部で言えば従来から医学部、歯学部だけでなく、平成18年度から薬学部も6年制の課程としております。あるいは司法試験を受験するためには、法科大学院への進学等、いろいろあって大学院の進学率はかなり増加しております。更に近年、大学を卒業した後に、改めて専門学校に入学するという方も増えてきている現状もあります。

では、対象の学生の範囲はどうするのかということについては、現行の勤労学生控除を受けられる学生の範囲を参考にしていただけたらいいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。今の点につきましては、学生については主要国の例やこの場での意見を踏まえて検討していきたいということでございます。ただ、留意点としては、親の所得が平均以下の場合、引き続き控除は存続しますということは覚えておいていただきたいというのが1つ。

親の所得が高い場合に、23歳以上の学生については、親の所得が低いために独立して働かざるをえなかったケースとの公平性というのも考慮に入れなければならないと思いますが、

どこで線を引くかというのはまた今後検討し、調整させていただきたいと思います。

どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

よくそういうことも踏まえるべきだと思います。年齢制限のことを前回お話ししました。25歳以上でも社会人を除いた博士課程の大学院生とかが5万人以上いるという現状もあります。ただ、いろんなことでどこで範囲を決めるかということは当然事務的にも詰めていけたらと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

ありがとうございます。今の話と関連する話として思ったところですが、大学生とか大学院生を抱えているところの家庭を見ると、教育費負担はかなり大きいんだろうと思うんですけども、こういう所得控除という形でいくよりは、むしろ本来は奨学金制度というのをしっかりと充実させるということをやるのが筋ではないかと。それはまた国際的な流れだろうと思うんです。そういう意味で言うと、控除は基本的にはなくしてもいいけれども、やはり奨学金制度というようなものをしっかりと手当していくということをやるとは方向性ではないかなと思います。

それと併せて、先ほどどこかに就労している人と就労していない人の公平の観点から成年扶養控除を廃止すべきだと言われたんですけども、今の雇用情勢を考えると、働きたくても働けないというような人もいる状況を政治家の皆さんはどう考えるんだという問題提起というのものもあるんだろうと思うんです。

そういう意味では、雇用保険でどういうふうに行っているかという、つまり働くための努力をしているというような状況があるならば、対象に加えてもいいというような整理の仕方というのものではないか。そこがうまく制度がリンクすれば、そういう仕組みもあるのではないかと。働きたくても働けない人に対して、それはあなたが働いていないのだから、働いている人との間で不公平があるので認めませんというような理屈というのは単純過ぎるのではないかと思います。

これは給与所得控除のところ、5ページのところですけれども、尾立さんの話をほとんど聞かないままに図を見ながらどうやっているのかなという、説明をしっかりと聞けばもっとよくわかるのかもしれませんが、余りにも複雑過ぎるような気がして、例えば一般従業員と同じような形でやることによっても、かなり役員の人たちにとってみれば負担増につながるということは言えるんだろうと思うし、下がっていくことの理屈というのがわかりにくいし、説明しにくいような気がして、そこはそんなに複雑にしないで十分役員の人たちは、たくさんもらっている人がこういうふうにならなるとして、課税の強化につながっているのではないかなと思います。

とりあえず以上です。

○五十嵐財務副大臣

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

逢坂さんから御指摘のありました生命保険料控除制度並びに地震保険料控除制度の税負担軽減措置等については、可能な限り廃止すべきであるということについて申し上げたいと思います。

生命保険料控除制度というのは、もう言うまでもなく、少子高齢化が進展する中で、ある意味で社会保障制度を補完する保険商品について、国民の自助努力を支援するために設けられた制度であって、国とともに社会保障制度を支える役割を担う地方公共団体が一定の協力を行うことは、極めて合理性があるのではないかと思います。

もう一つの地震保険料控除制度は、地震災害に伴う損失に備えるための国民の自助努力を支援するために設けられた制度であって、災害発生時において、国とともに地域の生活及び経済活動の復旧に責任を負う地方公共団体が一定の協力を行うこともまた合理性があるのではないかと考えていますので、反対であります。

なお、生命保険料控除制度は、民主党マニフェストにも記載されて、平成22年度税制改正において見直しが行われたばかりではないのかということコメントさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、逢坂さん、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

貴重な御指摘、ありがとうございます。確かにそういった側面もあろうかとは思っておりますけれども、例えば政策誘導という観点から言うならば、生命保険そのものの加入率というのはほぼ100%に近いような現状があるわけです。90%を超えているというような感じでしょうか。

一方で、例えば介護保険とか個人年金保険とかについては加入率が余り高くないというような現状がありますから、そういう観点からすれば、確かに生命保険料と地震保険料を一律に説明しましたけれども政策を誘導していく上では、多少その辺りを分類して考えてみる必要はあるのかなとは思っております。もう少し議論が必要かなという感じがします。

○五十嵐財務副大臣

それでは、篠原さん、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

控除についてですけれども、配偶者控除と成年扶養控除、両方についてです。配偶者控除について、参考の円で示してある就業調整しているという理由が気に入らないんです。税金を払うのが嫌だから調整というのはいやしい魂胆で、これを理由とするということにはそもそもよくない理由だと思っておりますけれども、控除から手当というのはずっとやってきたことで、すし、ペイ・アズ・ユー・ゴーというのでやってきたわけですから、それは貫徹すべきだと

思います。その方がすっきりするので、これはやっていっていただきたいと思います。

成年扶養控除については、理由はともかく、小宮山さんや岡崎さんに賛成です。成年扶養控除については、これも笹木さんに賛成でして、日本は大学院生を理科系は重んじてやるようになっていますけれども、文科系は大学院などに行ってとなくなっていますけれども、家庭にとっては負担になっているわけです。ですから、そういうのはちゃんと理由があるのは、年齢が相当いっても面倒を見てやってもいいのではないか。例えば役所の中でも文科系の方の大学院生はほとんど来ていません。だけれども、国際機関に行けば、博士号を持っていなかったら採用しないんです。そういったものがありますから、そういうのは面倒を見てやるべきだと思います。

障害者等への配慮云々が必要というのは全くそのとおりです。必要な人はちゃんと面倒を見て、そうではない人は見ないと徹底していいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私は、冒頭に書いてある所得税のそもそものところで、税を払っている方のうち5%未満の税率が52%、10%未満まで入れると80%を超える人がみんなそれに入ってしまった。この構造は、どこかで直さないと、本当に税を払っている人も最高税率4割だよ、地方税を入れて5割だよというけれども、実は8割以上が10%以下のところにいるということは、やはり累進制というものを持っている所得税の在り方については、余りよろしくない。これは今年やれとは言いません。そういう意味で、ブラケットの改革を是非おやりになったらいいのではないかということで、今後の課題として残していただければと思います。

それと同時に税率構造なんですけど、もし間違えていたら財務大臣に後で訂正してほしいんですが、前の総理大臣も、今の総理大臣も、国会における答弁の中で最高税率についても見直さなければいけないという発言をされたことを、やや頭の記憶に残っております。これは主として、かつてその前が65%まで最高税率が、いわゆる地方税を入れてあったときに、1999年、2000年にかなり減税しましたね。あのときまで戻すべきではないかという主張の中にあつたので、この点は今年やる必要があるかどうかは別にして、実は所得税全体が専門家委員会の中間的整理にもあるように、非常に税の調達力と再配分機能全体が落ちているんですね。世界的に見ても、これだけ所得税収の低い国は先進国でないわけですから、ここはもう一回税率構造、今のブラケット、課税最低限、こういったところを一度全面的に見直ししていく必要があると同時に、やはり最高税率の象徴的な意味も考えておく必要があるというのが1点目であります。

給与所得控除の見直しは、前回、私は1,000万円くらいという話をしたんですが、何も根拠があつて言ったわけではないんですが、ここに出てくる、例えば資本金1億円以下、あるいは10億円以上というところの平均給与になっていますね。貧困率を出すときの考え方は中位数なんです。それは、今どこに所得が偏っているかということ考えたときに、平均では

なくて中位数のところを見ていくとかなり低所得層が増えてきていますから、そういうことを考えたときには、中位数のところから比較してみたらどのくらいになるのかということを考えないと、今、働いている若い方々の感覚からすると、やはり 600 万とかこういった金額は高いのではないかと見えてしまうのではないかと思ったりするので、ここの基準の取り方のところは是非改善をお願いしたいということだと思います。

特定支出控除の見直しのところに、資格取得費とありますが、これは例えば先ほど大学院という話がありました。働きながら大学院に行く、マスターコースを出るとか、いろいろあるわけでありませけれども、それはどこら辺まで範囲が出てくるのかということが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

役員給与の給与所得控除のところで、役員の範囲というのが 4 ページの最後のところがありますが、これは具体的に公務員についてもそこは入りますということなんですが、どの辺までが役員のレベルに入ってくるのか教えていただければと思います。

成年扶養控除の見直しについては、先ほど笹木さんからあった話なんですが、とにかく日本の公的教育費支出が GDP の 3.3% まで落ち込んでいる。もう先進国の中で最悪ですね。そここのところを変えない限り、税額のところではじめるよりも、そういう研究開発や人材に対する育成が余りにも少な過ぎる。それが高等教育やいろんなところに跳ね返っているのであって、そのホンチャンのところを直さないと、税のところでは幾らやっても限界があると思います。ただでさえ税収が落ち込んでいっているわけですから、そういう意味で予算でやらなければいけないところと税でやるところはある程度、私は総務副大臣と同じように考える必要があるのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

すみません。逢坂政務官が間もなく委員会出席のため退席されますので、地方税に関して御意見がある方は先にお願ひしたいと思います。

○峰崎内閣官房参与

あと 1 点だけ、ですから、私は配偶者控除廃止は、かねてからの民主党の主張でございますので、これは抜本的な見直しということで、先ほど厚生労働副大臣がおっしゃったことについて全面的に賛成でございます。

○五十嵐財務副大臣

今の御質問の中で答えられるところは後で答えますが、先に地方税の部分で御意見、御質問のある方はお願いします。どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

先ほどの役員に係る給与所得控除の中に公務員というのがあって、もしこれが首長とかという意味合いであるとするならば、別に私が首長だったから言うわけではないんですが、一般企業の役員の場合は任期を自分で定めることができるわけです。首長の場合は、必ずしも自分で定めることができないので、そういうところは多少何らかの工夫が要るのではないかという気がしなくもないです。経験者として、すみません。それでは、委員会に行っていま

ります。

(逢坂総務大臣政務官退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎さんの部分について、まず幾つかお答えできるところをこちらからお願いします。

○野田財務大臣

前の総理ですか、今の総理ですか。

○峰崎内閣官房参与

財務大臣当時の発言ですけれどもね。

○野田財務大臣

財務大臣当時に言ったことは、むしろお互い副大臣で税の方は峰崎さんが一番記憶があるのではないかと思います。所得再分配機能の強化を図らなければいけないということ、あるいは財源調達機能が落ちているという認識の中で、税率構造とか諸控除を見直しするようなお話はあったと思いますが、特段最高税率を引っ張って、その御議論をした記憶は余りありませんが、どうですか。

○峰崎内閣官房参与

やや記憶が薄れてきていますので、たしかある国会の質問の中で答えられたような気がしていたんですけれども。

○野田財務大臣

衆と参で分けていたので、それはあるかもしれませんが、私自身は余り記憶に残っていません。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

それでは、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

幾つか御質問をいただいております。成年扶養控除の関係で、一般の失業された方を含めるべきではないかというお話がございました。その中で、一方で学生については奨学金制度を充実させるべきだということもおっしゃっているんですけれども、私の方からのお答えとしては、様々な就労支援策が今ございます。それが1点。

もう一点は、仕事のミスマッチということもありますので、なかなかの方が本当にお困りなのかということ判定するのは難しいということもございまして、これは非常に難しい問題だと認識しております。

もう一点、給与所得控除の中で、役員に係る給与所得控除をややこしい線にしなくてもいいのではないかという御指摘なんですけれども、そもそも論として、まず給与所得控除が一定の高額所得水準では過大と考えられている。これはもう御説明したと思います。例えば青

天井であるということ、更にはベースが高いということ、例えばベースの高さで言うならば、外国と比較いたしますと 1,000 万の給与所得収入のある方で、日本の給与所得控除は 220 万円、フランスですと 82 万円、アメリカだと 101 万円、ドイツだとわずか 12 万円ということで、そもそも発射台が高いということもありますし、更に法人の役員については、一般従業員との法的地位等々を勘案すると、現在の控除は更に過大になっているということが問題意識としてあります。

したがって、役員については給与所得控除のうちの勤務費用の概算控除という部分にだけ限る。つまり 2 分の 1 が適当だというのが、私どもの考え方でございます。

ただ、この点線が付いておりますのは、やはり激変緩和措置ということでございまして、この辺は御議論をいただきたいと思っています。

もう一つ、峰崎参与へのお答えなんですけれども、資格取得費用は特定支出にどこまで含めるのかという御質問があったかと思えます。弁護士、税理士、公認会計士。今の制度では御案内のとおり、その方の就いている職に直接関係のあるものでなければ、特定支出の控除対象となっておりますけれども、今回はその要件を外しまして、国家資格全般であればいいのではないかと今のところ考えております。

また、大学院に行く方についても御質問がございましたが、実はこれは今でも特定支出控除の 1 項目になっておりまして、研修費ということで扱われておりますが、御案内のとおり余りにも給与所得控除の額が大き過ぎるために、これがほとんど使われないというのが実態でございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

私の方から、役員の範囲という御質問があったかと思えますが、役員報酬と従業員給与の相違を踏まえた法人税における役員報酬の損金算入ルールに準じまして、公益法人や公共法人を含むすべての法人の役員、取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、幹事、清算人を対象として、これと同等の及ぶ範囲とすべきではないか。また、公務員については公務員の特質性を踏まえて、法人役員と同じ給与所得控除を適用すべきで、これは国家公務員と地方公務員を分ける理由はないと思っていますところでございます。

なぜ公務員を役員と同様に扱うかについては、民間の給与所得者に比べ身分の安定性が高く、他の所得との負担調整を認める必要性が相対的に乏しいと考えられます。そこで、法人役員と同様の給与所得控除を適用すべきと考えております。

議員については、また議論があるところだと思います。

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正 P T 座長

党の税制改正 P T の御提言は、昨日、温暖化対策税を総会の場で議論いたしまして、おおよそ集約が整ってきつつあります。その他、主要項目については、明朝、役員会の案を提起して、平場で、総会で議論をしていただきます。

併せて、来週火曜日には、すべてを俎上に乗せて議員の皆さんの議論に付したい。よって大体予定どおりに来週には当調査会に党P Tの提言をまとめて出ささせていただくことができると考えております。

そのときに、ほとんどのことはまとめて提起するわけで、私が余りここで各論について申し上げることはいかがかとは思いますが、1つは、配偶者控除の見直しについては大いに議論をされるべきことだと思います。ただ、これについては長年、二分二乗方式であるとか、パート減税のことであるとか、先ほど厚労省の御提起の中で、就業調整の場合は単なる税制の話ではなくて、保険料の問題など、ほかの問題も付随しているわけでありますので、それらのことも含めて抜本的に議論をすることが必要ではないかと。ある意味哲学論争的な部分もあるわけですので、そこは大いに、これから積極的に抜本的税制改革の中でその在り方も含めて議論をされるべきではないかと思っています。

もう一つ、余り書かれていないのですが、役員のところでは一人オーナーについてこだわりますけれども、この一人オーナーの場合は、他の法人や企業の役員と似て非なるところもあるわけでありまして、1つは、個人保証を含めて大変リスクが大きいということ、それから、事業承継等のことも考え、また後継者育成のことも考え合わせますと、大変大きな負担、リスクも一方ではあるわけでありますので、これはほかの役員と違う分野、なかなかその部分についてはここへ表立って記載されてこない部分もあると思います。そういうことを考えますと、先ほど平岡さんが言われましたが、一般従業員と同じような形で適用されることが、せめてものことかなと。ぎりぎり頑張っても、激変緩和と言われましたが、この点線のところ、そこまである意味限界なのかという印象を持ちますので、そういうことをあえてここで申し上げておきたいと思っています。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。またお話があるかと思えます。一人オーナーについては、確かに書いてありません。これは役員の一形態であり、一般の役員と大幅に異なる扱いをすることは想定されていないわけですが、一方で、オーナーとしての特質性や22年度大綱での指摘もあることから、その扱いについては引き続き検討してまいりたいと思っています。

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

中野P T座長にお言葉を返すようではございますが、党の方からの御提言が非常に力を持つので、是非お願いしたいと思うのは、今、議論すべきだと。どうも党の方から慎重な御意見が配偶者控除について出るやに聞いておりますけれども、党のP Tの役員の中に女性が少な過ぎると一つ思っております。男女共同参画調査会では、先日まで私が調査会長をしておりましたけれども、ずっとこれは言っているのですが、その部分の意見が余り入っていないのではないかと。十分に男女共同参画調査会が主体になってやってまいりましたので、しっかりと聞いていただきたいということです。

そして、最初に申し上げたように、99年に基本法をつくったときから、今おっしゃったよ

うに税だけではないんですよ。勿論、社会保障制度とか、企業の中の配偶者へのいろいろな手当のようなものも含めてですが、そうしたものが働き方に中立でないということで、男女共同参画の部分はずっと主張してまいりましたので、いまさら議論ではないという思いが非常に強くしておりますので、是非全体を見渡していただける中野座長におきましては、そういうことで政策をずっとつくってきた部分の声も吸い上げて、党の意見を是非まとめていただきますように、もし議論が必要であればいつでも伺いますので、今までずっとサポートの御意見がございましたけれども、やはり党のPTの御提言が大変重きを置かれると思いますので、切にお願いを申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

近藤副大臣、どうぞ。

○近藤環境副大臣

私の方も配偶者控除についてなんですけれども、やはり男女共同参画という観点から、これはマニフェストでも、いわゆる控除から手当ということで言ってきたことなので、先ほど小宮山副大臣の方からも、所得と家庭内の連れ合いの働き方の様々な影響も調査してもという話もありました。ですから、いろいろと状況をかんがみながら、しかしながら、基本的には控除の見直しについては進めていくべきだと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

先ほど、平岡副大臣あるいは峰崎先生からもお話があつて、それはそれでよく分かるんですが、ただ現状としては、ここでは恨み節を言ってもしょうがないのですが、教育とか研究の劣化があつて、それをとということで予算措置も含めて、かなりいろいろ一生懸命やっているわけですが、何か目立ってはいけないみたいな感じでたたかれたりしている面もあつたりするものですから、それではなかなか回復できない。

心配するのは、予算措置も余りなく、税の方も切られる。これはやはり負担増になるので、ますます大学院生を抱える家族に対して負担が増える。これは絶対に避けていただきたいと思うんです。よろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

小宮山さんの御発言はしっかり承っておきたいと思います。別に男女の比率の話ではないと思っております。十分それぞれの意見交換をしていただいた中で、まとめていきたいと思っております。

それから、1つお願いといたしますか、所得制限の言葉がいろんなところで出てくるんです。税制の中で出てくるし、手当の中で出てくるし、まだ話題、議論のプロセスだと思いますが、

ただ、これに所得制限をかけたかどうか、これに所得制限をかけたかどうかとばらばらにやっておりますと、もしいろんなところでやったとしたら、それをトータルしたら、個人負担が大変大きくなる。または一定の所得層のところではと大きな断層が出てくるということが起こり得るかと思っておりますので、最終的にはこれらのことをまとめるときには、トータルして総合調整をしてやっていただくということが必要かと思っております。

所得再分配のことなどを考えますと、そちらの方へ舵を切りたくなる。私自身もそうですから、そのことは十分わかりますし、格差税制のこととか、いろいろ我々民主党らしさを出すためにも必要なことなのですが、ただ、ばらばらにそれぞれ出していくということでとどまらないということは、お願いしておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それはそのとおりだと思います。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

今の点なんですけれども、私は現物給付の場合、やはり余り所得制限をかけるべきではないのではないかと思います。つまり、サービスを提供して、あらゆる人が利用できますよという観点的には、原則的にはかけるべきではなくて、現金給付の場合は、五十嵐副大臣と昔からずっとつき合っていますが、所得のあるところに課税ありと。本来は、それは所得課税ということで総合化して、累進性を効かせていく。これが一番の筋だと思うんです。ですから、そういう観点をどこかできちんとさせておくというのが原則ですね。私はそれが非常に重要だと思います。

○中野民主党税制改正PT座長

それは異議ないです。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、本日の所得課税についてはこの程度にして、次に資産課税に移らせていただきたいと思っております。

資産課税について、尾立政務官からよろしく願いいたします。なお、資産課税の地方税部分については、次回以降、審議を行うことといたしたいと思っております。本日は国税の方でお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、資産課税に入らせていただきます。前回、11日の税制調査会におきましては、相続税、贈与税について、現状と課題を中心に御審議をいただきました。本日は、前回の議論を踏まえ、見直しの方向性について御審議をいただきたいと考えております。

まず、相続税からでございますが「資料（資産課税）」をお手元に御用意いただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

これは前回もお示ししたグラフです。相続税の基礎控除ですが、バブル期の地価の急騰に対応して引き上げられていきましたが、その後の地価下落に対しては調整はなされず、据え置かれたままとなっています。したがって、地価動向の推移に対応して、基礎控除の水準を調整することにより、相続税の再分配機能の回復、格差是正を図ることが課題と考えられます。

3 ページを御覧ください。

こちらには、どのようにそうした調整を行うかについての基本的考え方をお示ししております。過去の改正時からの地価水準等を 100 とし、それが足元で 120 に上がっている、あるいは 80 に下がっているといった場合には、基礎控除の水準は 1.2X や 0.8X に調整することが適当であろうと考えられます。

4 ページを御覧ください。

こちらは、今の考え方を実際に過去の基礎控除の水準に当てはめた試算です。これによりますと、例えば平成 4 年の基礎控除 4,800 万円は、足元の地価、物価を勘案すれば 3,600 万円に調整されるということになります。

5 ページでは、基礎控除見直しの具体的な考え方（その 1）をお示ししております。

基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期、すなわち昭和 50 年代半ばに適用されていた水準と同等となるよう、あるべき水準に再設定するという考え方です。

ページ中ほどの表を御覧ください。物価・地価が現在と同等であった時期である昭和 59 年を含む時期に適用されていた基礎控除の水準を足元の価値に換算いたしますと、3,100 万円となっております。この水準を参考に、基礎控除の定額部分の水準を 3,000 万円へと調整します。併せて、法定相続人比例部分の 1,000 万円も同じ比率で 600 万円へと調整いたします。この場合、死亡者数に占める課税件数の割合である課税割合は、現行の 4.2% から 6% 台程度へと上昇すると見込まれます。

6 ページを御覧ください。考え方（その 2）をお示ししております。

これは過去の地価の急激な変動状況にかんがみ、昭和 50 年改正から平成 6 年改正時の水準を幅広く勘案することとし、これらの平均と実質的に同等となるよう設定するという考え方です。

ページ中ほどの表の一番右の欄は、過去の改正時の基礎控除の水準を現在の価値で示したものです。それぞれ 3,900 万円、3,600 万円、3,500 万円、3,100 万円となっており、これらを平均するとおおむね 3,500 万円となります。この水準を参考に、基礎控除の水準を 3,500 万円 + 700 万円 × 法定相続人数へと調整することが考えられます。この場合、課税割合は 5% 台程度へと上昇することが見込まれます。

7 ページを御覧ください。

ただいま申し上げました 2 つの考え方に基づいた調整を行った場合の相続税額への影響を配偶者と子 2 人のケースでまとめております。御覧いただきますように、現行相続税額が発生していない課税価格 5,000 万円のケースについて、（考え方 1）をとると税額が発生する

など、課税ベースが拡大することがおわかりいただけるかと存じます。

一方で、10億円、20億円の課税価格のケースであっても、相続税額への影響は数百万円となり、税額の増加率で見ますと、1～4%増程度にとどまります。

こうした状況を踏まえると、税率構造の見直しを併せて行うことにより、資産再分配機能の回復を一層進めることが考えられます。

8ページを御覧ください。相続税の累進構造に関わる前回提出資料を再掲いたしております。

税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっております。

したがって、税率構造の見直しを図ることで、資産再分配機能を回復させることが考えられるという点が、前回御審議いただいた際の問題意識にありました。

9ページを御覧ください。

このような問題意識を踏まえ、9ページでは、見直しの際の視点を提示させていただきました。税率構造を見直す際、資産再分配機能の回復の観点からは、(A)極めて高額な遺産を取得するようなケースを中心に負担を求めるという考え方と、(B)相続税の課税対象となる資産保有層全般にわたって、幅広く負担を求めるという考え方の双方があらうかと思えます。

また、最高税率の引上げについては様々な意見がありますが、どう考えるかという論点もございませう。

10ページを御覧ください。死亡保険金等の相続税非課税措置に関わる前回提出資料を再掲いたしました。

死亡保険金については、500万円×法定相続人数がそもそも非課税となる制度で、昭和20年代から存続しているものです。これについては、制度創設後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるか、また、様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ、他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるかという点が、前回御審議いただいた際の問題意識でございました。

11ページを御覧ください。このような問題意識を踏まえ、見直しの際の視点を提示させていただきました。

「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らせば、真に配慮が必要な相続人として、相続税法上、税額控除の対象となっている未成年者や障がい者に関わる相続事案のみを対象とする方向で見直しを行うことが考えられます。

続きまして、贈与税でございませう。

13、14ページは、前回もお示しした資料でございませうが、高齢化の進展や資産移転時期の高齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の割合が高まっており、潜在的消費意欲の高い若年世代への資産の移転により、その有効活用を通じて経済活性化を図る観点からは、相続税の

見直しと併せて、贈与税についても見直していく必要があるのではないかと御提案を申し上げました。

15 ページをおめくりください。贈与税の税率構造の変遷を、前回に続き再掲させていただきました。

実線が贈与税、点線が相続税ですが、相続税がフラット化し、右下方向に倒れてきたことから、贈与税の税率構造が相続税に比べ、相対的にきついものとなっていることがおわかりいただけたと思います。

16 ページを御覧ください。このような状況を踏まえ、贈与税の累進構造見直しのイメージを提示させていただきました。

具体的には、贈与税・相続税の最高税率に到達する金額の比率に着目し、過去の比率を参考としながら、子や孫などに対する贈与に係る贈与税の税率構造を緩和することを検討してはどうかと考えられます。

現行、贈与税は左端の点線 a にありますとおり、1,000 万円で最高税率である 50% に到達します。これに対して、相続税は右端の点線 d にありますとおり、3 億円で到達しますので、その比率は 1 対 30 となっています。

相続税の税率構造の見直しにより、d を c へとシフトさせることと併せて、子や孫に対する贈与に係る贈与税については、a を b へとシフトさせることで、税率構造を特別に緩和することが考えられます。

一方で、先日の税調において、贈与税を過度に緩和することは、相続税の補完税としての機能を損なう恐れがあるとの御指摘もありました。したがって、現在 1 対 30 の比率を緩和する際には、昭和 63 年当時の 1 対 12.5、または平成 4 年当時の 1 対 20 といった過去の数字も踏まえつつ検討する必要があると考えております。

最後に 17 ページを御覧ください。相続時精算課税制度に関わる生前贈与促進の方向性をお示ししております。

現行制度上、精算課税の適用を受けることができる受贈者は、贈与者の推定相続人に限定されております。若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて相続時精算課税の対象者に孫を含めることを検討してはどうかと考えられます。

相続税、贈与税については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、御質問、御意見等を伺います。

東さん、どうぞ。

○東内閣府副大臣

死亡保険金に関して、これはうそだろうと瞬間思いますけれども、死亡保険金というのは、被相続人の財産であったことというのはあり得ないわけでありまして、もっぱら遺族の生活の安定のために保険に加入した結果、その相続人が得たものである。

ただ、御提案の部分を見ますと、配偶者さえ入っていない。一般論で考えたとしても、例

えば私は何も持っていませんけれども、多分保険はかかっていると思うんですが、それは自分の妻にさえ行かないのかという話でありますから、これは全くよく理解できないもので、とにかく何とかして税収を上げたいという気持ちはよくわかるんですが、そもそもこの死亡保険金の性格というのは、そういうものでありますから、非課税額の対象を一定の範囲の相続人に限ることは適切ではないと確信します。

更に思い出していただきたいのですが、去る 11 月 11 日の税制調査会においては、どなたかが明確に言われていたと思うんですが、死亡保険金の非課税枠を見直して小さくするというのはよくないので、基礎控除の引下げでもって税収を確保するというのが圧倒的にいいのではないかという意見がありました、その意見がどういうふうに反映されているのかどうかわかりませんが、私はいつも申し上げていますが、ちゃんとここで議論していることを踏まえた上で進めていただきたいと、何度も何度も申し上げさせていただきました。よろしくをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

末松さん、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

私も、死亡保険については全く同じ意見を持ってまして、やはり遺族の生活保障という面がありますので、そこはきちんとやっていくということを私も強調しておきたいと思えます。

○峰崎内閣官房参与

それ以外でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

まず、それについてお願いします。

○尾立財務大臣政務官

わかりました。何点かあります。

まず、この死亡保険金の非課税枠について、配偶者も加えるべきではないかということでございますけれども、資料を用意いたしましたので、事実を説明させていただきたいと思えます。

勿論、配偶者の相続税について配慮が必要というのは、我々も考えております。では、現行制度はどうなっているのかということで、実は既に配偶者控除という制度がこの相続については措置をされております。具体的な仕組みについては「資料（資産課税）」の目次の次のページ、0 ページをお開きください。

これは相続税の税額の決定方法を流れ図にしたものでございます。若干複雑で恐縮でございますが、説明をさせていただきたいと思えます。大事な点でございます。

一番右側を御覧ください。各相続人への税額の按分が済んだ後、配偶者については、配偶者控除を受けることができ、1 億 6,000 万円の相続に関わる部分、または配偶者の法定相続分のいずれか大きい取得遺産額に対応する税額を控除することができるようになっておりま

す。

したがって、配偶者の取得遺産額が1億6,000万円以下であるか、あるいはそれを超える場合であっても、配偶者の取得遺産額が法定相続分、子がいるようなケースは2分の1でございますが、これ以下であれば、配偶者の税額はゼロとなります。ここでまず、配偶者に対しては相当の配慮をしておるということです。

このような中、このページの一番左にあります。課税遺産総額を減額する措置である死亡保険金の非課税枠に配偶者を追加いたしたとしても、その相続事案全体の課税価格が減額されますので、税負担が減る相続人はほとんどのケースで配偶者以外の相続人ということになります。

なお、先ほども申し上げましたように、配偶者の立場には当然配慮すべきであり、今般の相続税の見直しに当たっては、過去の基礎控除と同様に引上げてきた1億6,000万の基準につきましては、これを引下げ議論の対象とすることなく、現行のまま維持することを考えております。

これが配偶者を含めないことの理由でございます。

それともう一点、若くして亡くなった場合なども想定して、非課税枠は重要であるといった問題提起をされておりますけれども、今日の資料の中で大きく書かせていただきました「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らせば、未成年者や障害者といった真に配慮が必要な相続人に関わる相続事案のみを対象とする方向で見直しを行うことが考えられるのではないかと。ちゃんと配慮したということを申し上げているつもりでございます。

○五十嵐財務副大臣

要するに、ほとんどかからないということですね。

○末松内閣府副大臣

狭めるという意味ではないんですか。

○五十嵐財務副大臣

だから、もともと奥さんにはほとんどかからないんですよ。それで真に必要な人には配慮するから大丈夫だと言っているわけです。

付け加えさせていただくと、会計検査院からも死亡保険金の非課税措置を悪用して、節税目的でばんと年を取られてからかけられる人は、やはりいるわけです。そういう面も会計検査院から指摘をされているという面もあります。

それから、他の金融商品との差、特別な扱いをここだけにする理由が乏しくなっているのではないかとということがございますということです。

ですから、そんなに皆さんが言われるように、深刻な不利益を被るということはありません。

○末松内閣府副大臣

では、悪質なケースとか、そういうものは排除する趣旨だということですね。

○尾立財務大臣政務官

真に必要な方には配慮するという事です。

○東内閣府副大臣

いいですか。尾立さんの説明はよくわかるんですけども、例えば相続、遺産などが全然ない人もいるわけですね。保険をかけていて、そして死亡保険金だけを得よう。ポイントは、死亡保険金そのものの性格が極めて重要なんでしょう。遺産がない人はどうするんですか。

○五十嵐財務副大臣

そうではないです。それも含めてですから、1億6,000万円までは大丈夫なんです。かからないんです。トータルですから。

○東内閣府副大臣

ということは、どういうことですか。

○五十嵐財務副大臣

保険金はそのまま入ります。遺産がない人は無税です。

○峰崎内閣官房参与

分離ではないんです。

○五十嵐財務副大臣

分離しているわけではないですよ。総合ですからね。

○東内閣府副大臣

分離していないわけですね。

○五十嵐財務副大臣

そうです。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

前回少しお話ししましたように、やはり相続税と贈与税の関係を考えたときに、相続税があって、そして贈与税がその補完税で、しり抜けをさせないようにしているわけですね。今回は、相続税をある程度直すことに私も基本的に賛成なんです。しかし贈与税の方で、お孫さんまでいわゆる相続時精算課税の対象にするということになりますと、この辺りのしり抜け具合というものは非常に分かりかねる。

それで13ページに「潜在的消費意欲の強い若年世代への資産の移転により、その有効活用を通じて経済活性化に資する」。このいわゆる資産を有効活用してもらいたいということで、これはそういうふうに進むのならその限りで理解はできます。そこで前回、相続時精算課税が子どもに生前贈与の形でやられましたね。それでかなり使われているんです。それが実際、どのぐらいに消費を高めたのかという検証はされていないんです。今回も、お孫さんにまで広げていくということで使われるだろうと思うんです。しかし、その使われるのが、貯蓄が、現金が現金のまま移っていったのでは、これは事実上、いわゆる相続逃れがどんどん先に進んでしまうということになりますので、本当にどうなのかということの検証がやはり必要なのではないかということが1点目です。

その意味で、その検証がどのようにされるかということを含めて、これは私は基本的に、余りお孫さんの世代まで移行するのは余り賛成ではないんですが、どうしてもそういうことで消費を高めていくということであるなら、3年間なら3年間で、これは実績を1回確かめてみるというような観点を、この言ってみればしり抜けがどんどん進んでいくということになりますと、何のために相続税を上げたのか。しかもこれは多くの場合、やはり小金持ちといえますか、それほど超リッチな人でない方々はなかなかこういうものはやりにくい。そうしますと、やはり超リッチな人だけがこういうものが使われていくという、大変かえって不公平を増してしまうような危険性がなきにしもあらずだな、というふうに私自身は見ています。

その関連で、9ページに「見直しの際の視点」というものがございます。これは恐らく、相続税の最高税率をもう一回引き上げたらどうだということを出ているんだろうと思います。私はどちらかといいますと、中産階級の皆さん方の所得・資産というものをある意味では育成していかなければいかぬという観点からしますと、やはりやるとしたらこれはA案を、すなわち最高税率の高いところの人のところをきちんと上げていく。これはやっていかなければいけないポイントではないかと思っております。

それから、税率もそういう意味ではそこは上げていった方がいいのではないかと思っておりますので、是非、その点は議論していただきたいと思っております。

最後に、ここに載っていないテーマで、私がかねてから相続税の中で、実は相続をする方々の中で、自分は相続を拒否します。長男だけが相続をしてしまった。しかし、法的には連帯ですと分担してやっていますので、当然それで、自分は相続をしなかったんですから相続税の負担はないと思った方が、実は相続をした長男が例えば税が払えなくなってしまったということが起きたときに、これは連帯付加税と呼ぶんでしょうか。そのことによって、実は多くのそういうことをやられた方が随分悩んでおられるんです。

そういう意味で、この連帯付加税の在り方について、これは今年のものにならないと思いますが、一度是非、この在り方について、多分、今の相続税の決定の仕組みからしますと、こういうふうにして一人ひとりに税額が決まってくるんだろうと思うんですが、実はそれは実際に相続したことと考えてみますと、相続を放棄した人にまで実は後から影響が及んでしまうという事例があるやに聞いていますので、その点は是非、連帯付加税の問題について何らかの、これはたしか納税環境問題にも載っていたテーマでございまして、検討していただきたい。これは中長期的で結構です。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

それでは、できるだけの実事関係をお伝えしたいと思います。

平成15年から、この相続時精算課税が導入されておまして、それまでの暦年課税は平成15年で33万件でした。それで導入したときに、件数で7.8万件が2割以上増えたというこ

と。それで額にいたしますと、暦年が1兆1,000億円、精算課税の方が1.2兆円ということで、これは相当利用が進んでおります。ただ、それが消費にどれほど回ったかということはデータとしては持ち合わせておりません。

○五十嵐財務副大臣

その点につきましては、常識的に80代後半の人が、例えば60代の子どもに相続をした場合と、若い世代に相続した場合とでは、やはり使われ方は違うだろうとは思いますが。それから、検討すべきところは検討しなければいけないとは思いますが。

それから、連帯納付制度についてありましたけれども、慎重な検討が必要であると考えておりますが、様々な論点があると思えます。1つの相続によって生じた相続税については、受益者が共同して責任を負うべきであるという基本的な考え方に基づいて連帯納付の責任を負う仕組みができています。けれども、連帯納付義務がないとしますと、一方で様々な問題が出ます。

一例を言えば、海外に在住する相続人に多額の遺産を移転させ、相続税について我が国の国税当局からの執行を逃れるという租税回避が想定される。純粋な遺産取得課税方式を取るフランスにおいても連帯納付義務が定められているというようなことがあると思えますので、慎重に検討していかなければならないと考えております。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

尾立さん、さっきの数字を聞いていますと、件数で2割増えた。20%はいわゆる相続時精算課税である。その金額が1.2兆円で、暦年に出てくるものが1.1兆円。そうしますと、相続時精算課税は全体の部分の2割しかいないのに、実際に贈与されている金額はその6倍、言ってみれば0.20がそれよりも多いということですから、5倍か、6倍ですね。これはやはり相当、私の頭から想像しますと、かなりの程度、これは高額の所得者が所得移転されているということを感じます。それが今度はお孫さんまで対象としたときに、果たしてこれが出ていって、本当にこれが消費に使われるかどうかということ相当しっかり調べないと、これは完全にここでしり抜けになってしまっていて、何のためにあそこの時点で相続税の税率を強化したのかということの効果はなくなってしまうのではないかと危険性を持っているんです。

私が長い間、もっと相続税を強化すべきだというのは、社会保障でこれだけ国の税金が高齢者に対して入っているわけですから、むしろこれは本当にもっと、そこが国の方に返してもらおうという、これは必要な時期に来ていますので、是非、その点はしっかりと点検できる体制にしてもらいたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、篠原さん、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

相続税については私も素人的にいっぱい意見がありまして、今のここの尾立さんの言われ

た0ページのところを見ますと、土地と有価証券とあります。相続は、農民はみんな苦しんでいるというから均分でやっていって、承継の継続性とか、私は相続税はそもそも2兆円ぐらいの収入しかないのだから、要らないのではないかとも思いますけれども、今、困っていますので、必要だとは思いますが。

それで、そのときにどうやって考えるかというのは、今、五十嵐さんが少しおっしゃいましたけれども、平均寿命が長くなって、これは多分、65歳ぐらいのときのまになっているんだらうと思います。この前の資料のときには80歳、90歳になったら、もう60歳のところに相続が行っても何が必要ですかというのがありました。これはさっき、成年扶養控除のところに23~69歳というものがあつたりしました。それから、みんな若くしてお父さんが亡くなったりしたら、子どもの面倒を見なくてはいけないというのはわかります。それでしたら、何で亡くなった年齢でもって、相続が生じたときの相続する人の年齢などで分けないかというのがあるんですけれども、そういうものは考えられたことがあるのかどうか。

それで80歳、90歳までというのは、これは峰崎さんのおっしゃることなんですが、それだけ国の介護や医療や年金でお世話になったんですから、亡くなったら国に返していくというのは考えるべきで、どうして財務省の主税局の人たちはそういうことを、私はそれは言ってもいいんだらうと思います。言う時期に来ているんだらうと思います。もしお金を相続税から取るんだとしたらです。

そのときに、基本的なことを考えていただきたいのは、今は農地や林地への相続の方に寄っていますから、そんなものと有価証券や現金とは違うわけですから、それを一緒くたにしておく。それが均分になっている。

それから、これは質問ですけれども、今まで何年にこれをやったというのが0ページに載っていて、尾立さんが言ったから気がついたんですけれども、未成年者控除で「『20歳に達するまでの年数×6万円』を控除」と書いてあるんです。この6万円というのは一体、何年に設定された数字か。子ども手当を1か月2万6,000円をやるというときに1年間6万円というのは何の数字なのか。

それと、11ページの「見直しの際の視点」で「『相続人の生活の安定』という制度趣旨に照らせば、未成年者や障がい者」という、私はこんなところこそちゃんと素直に見直してやるべきではないかと思うんですけれども、特に最後の指摘の点については教えていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

いい御指摘をいただきました。この6万円の控除額は昭和63年に、当時3万円であったものが2倍の6万円に引き上げたということでございます。

○篠原農林水産副大臣

ちなみに、どういう根拠なんですか。

○尾立財務大臣政務官

今はわかりませんので、また調べてお答えいたします。

○篠原農林水産副大臣

それから、もう一つですけれども、東さんがおられなくなりましたが、前回発言した人がいたという。これは死亡保険金の方で、これは自分が亡くなったときのことを考えてやって、悪用する人はいるのかもしれませんが、その人の気持ちは私は配慮すべきであって、相続の方からは取るのが筋であるということで素人的に申し上げただけです。それは検討していただいて、理屈に合うようにしていただければ結構です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。必要なデータ・資料は、また別途お届けをいたしたいと思います。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

相続税の関係で直接、ここに資料が出ているわけではないので、何かこういうことを言いますとまた話が拡散してしまっていけないのかもしれないんですけれども、一つの問題提起ということで、来年の税制改正だけではなくて、将来にわたっての話でいいと思うんです。

中小企業者の方々からいろいろと話を聞きますと、事業承継税制ですね。これが大変使い勝手が悪いという、使い勝手が悪いということは逆に、それだけちゃんと税を払わなければいけない仕組みになっているということなのかもしれませんけれども、他方、やはり赤字法人がこれだけ日本に多いのは、会社で儲けて、会社で貯めておきますと結局、相続税とか留保金課税で持っていかれてしまうということなので、あえて法人の方は赤字にしておいて、そして個人の方で持っていくというようなやり方になっているんだというようなことを言う人がいまして、そういうことであるならば今、法人課税の問題も取り上げられているわけがありますけれども、赤字法人がこれだけ多いというような状況が何か不自然な感じも私もあります。

そういう意味で言いますと、事業承継税制が今、使い勝手が悪いと言われているものが本当に意図したものになっているのかどうかということについて一度検証していただいて、経済産業省の池田さんがいなくなりましたから少し、経済産業省の問題なのかもしれませんけれども、各役所がそれぞれ「一丁目一番地」にならないとなかなか大きな声を出さない。ほかのところは法人税率の引下げということを言っているときにそんなことを持ち出して、話が前後してはいけない、優先順位が下がってはいけないということもあるんだろうとも思うので、あえて相続税のところの問題提起をさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

事業承継税制の使い勝手の問題については、引き続き検討していきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

今の事業承継税制の点で言いますと、農地の相続分の方で均分相続になっていますから、我々は規模拡大と言っているわけです。それを何でもとら取っていない百姓の次男坊、三男坊にまで均分相続なのか。これはやめてもらって、税制でもって、長男しか、1人しか相続できないようにしてもらえれば手続きが簡単ですし、規模拡大に資するんです。

ずっと農家は苦勞して、あちこちの兄弟はみんな相続放棄の判子を取りに行く。この不便をずっとさせ続けてきているんです。農政をバックアップするような税制にさせていただきたいんです。本当に冗談ではなくて、それはできることなんです。それをやらないでほったらかしにしているからいけないんです。

○五十嵐財務副大臣

重大な検討課題であると思いますが、なかなか憲法とのあれで。

○峰崎内閣官房参与

今の点なんですけれども、本当にそうなんですか。私はいろいろ農地を見に行ったときに、レンタルで皆さん方から集めて、それで収穫し終わったときにレンタル料を払っていくような、そういう農地の集積をやっている人たちもいますし、やりようではないかという気がするんです。

もっと言えば、私は戦後の農地改革以来のいわゆる自作農創設という一つの流れみたいなものがずっとしみ渡っていますから、主としてやはり農地法の責任も一つはあるのではないかという気がするんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○篠原農林水産副大臣

これはさっきの相続の方を分けて。

○峰崎内閣官房参与

後でやりましょうか。

○篠原農林水産副大臣

はい。

○峰崎内閣官房参与

長くなりそうですから、後でやるということです。

○五十嵐財務副大臣

それでは、末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

すみません、これは相続税ではなくて、私は前に国会答弁もあって、配偶者控除の見直しについても意見を持っていたんですけれども、これは後ですか。今でもいいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

実は、私の持論でもあるんですけれども、今、私は子育ての関係を、内閣府の関係でやっているんですが、今、第一義的には子育てというものは、特に乳幼児を含めて、両親の義務

という話になっているわけです。それでみんな共稼ぎになって、社会全体でとにかく支えようということで、税金がそちらへどっと投入されているんですけども、それでは第一義的にやっている、両親で頑張っている方々、特に専業主婦ですね。この方々に対するそういった税制というものはほとんどないわけです。これはやはり、ある意味では中立的にやらなければいけないということなんです。

そこで、ここで一定所得以上の、所得税などはどうも、この控除の適用をやめようという話が少し出ていますので、ここで高額所得の方々は、それでなくても一応豊かだねという話でいいのかもしれませんが、この1,000万円以上とかというふうに書いていますけれども、できるだけそこは高額所得で、特に生活上全く問題ないというような方々には、それはそういう方向はあるかもしれませんが、実際に専業主婦でそういう方々が一生懸命子育てをやっておられる。このこと自身が非常に私は重要であると思っているものですから、そこは是非、御配慮をいただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

これは、いろいろ論点があるところであると思えます。

それでは、引き続き検討をさせていただきたいと思えます。

資産課税について、そろそろよろしゅうございましょうか。

それでは、本日のところはここまでとさせていただきたいと思えます。

次に、納税環境整備に移ります。私は納税環境整備PTの座長でございますが、報告がまとまってまいりましたので、ここで御報告をさせていただきたいと思えます。

11月18日の税調におきまして、納税環境整備PTにおける検討状況について私の方から中間報告をさせていただきましたが、昨日、11月24日、PTとしての報告書がまとまりましたので、御報告をいたします。前回は、それまでにPTで合意に達した事項について説明させていただいたところですが、今日は前回から修正があった部分と、新たに追加した部分を中心に説明をさせていただきたいと思えます。

資料の「納税環境整備PT 報告書」の8ページをお開きいただきたいと思います。「4. 更正の請求」でございます。これまで納税者が申告税額の減額を求めることができる更正の請求の期間は1年とされる一方、課税庁が職権で税額を減額できる減額更正の期間が5年とされているため、1年後から5年までの間は納税者からの嘆願という実務上の慣行により、納税者が課税庁に対して減額更正を促していたという事情があります。

PTの結論としては、この実務慣行として行われてきた嘆願を解消する観点から、更正の請求の期間を5年に延長するとともに、課税の公平の視点をも踏まえ、課税庁による増額・減額の期間も5年で一致させることとしたいと考えております。

また、いわゆる当初、申告要件が付されていた措置を見直し、更正の請求ができる範囲を拡大することとしたいと思えます。

次は、14ページの「7. 国税不服審判所の改革」でございます。国税不服審判所の改革につきましましては、昨年の大綱におきまして「行政不服審査手続全体の見直しの方向を勘案しつ

つ、必要な検討を行います」とされていたところでございます。これを踏まえますと、審判所の改革については、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、行政不服審査法の改革や不服申立前置の全面見直しの結論を踏まえて改めて検討を行い、所要の見直しを図ることが必要と考えております。ただ、現時点で方向性を示せるものについては極力、P Tの報告書に記載することとしたいと考えております。

具体的には、不服申立期間については、現行の2か月という期間制限を延長する方向で検討し、証拠書類の閲覧・謄写については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で検討することとしたいと思っております。

不服申立前置の在り方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、原則として2段階となっている現行の仕組みを見直す方向で検討することとしたいと思っております。

また、国税不服審判所の見直しにつきましては、事件担当の国税審判官を毎年15名程度採用し、3年後の平成25年までに半数程度を民間採用者とするにとしたいと考えております。

なお、憲章の制定手続について、前回、平岡副大臣から御質問をいただきました。憲章につきましては今回、国税通則法に制定根拠と記載事項を規定し、また個々の税務手続に関する条文の内容が盛り込まれることとなりますので、平成23年度改正税法の施行後、国税庁が法律の規定に従って作成し、財務大臣の御了承をいただいた上で税制調査会に御報告をし、公表することとしたいと考えております。

なお、憲章は法律・政省令・通達に規定されている複雑な税務手続をわかりやすく一覧性を持って示すものですが、その前提となる法律・政省令が税制調査会の審議を経て改正された場合には、それに応じて自動的に変更されることとなるものと考えております。

以上、簡単ですが、報告書の概略等について御説明させていただきました。今回P Tでとりまとめた事項は、納税者の立場を十分に踏まえつつ適正課税の観点にも配慮した、昭和37年の国税通則法制定以来、最大級の税務手続法制の見直しとなり、納税環境の整備・改善に大きく寄与するものと考えております。是非、こうした趣旨をお酌みいただき、P Tにおける見直しの方向性に御理解をいただければと存じます。

以上でございます。御質問・御意見があれば、どなたからでもどうぞ御発言ください。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私もP Tのメンバーでございますので、座長を務めた五十嵐副大臣ほか、本当に御努力に感謝申し上げたいと思っておりますし、恐らく大変歴史に残る大改正だろうと思っております。それは自画自賛してはいけないのですが、そこで1つお願いがあるわけでありまして。これだけの改正をやりますと、国税職員の皆さん方も研修を受けなければいけないとか、あるいは人が足りないとか、いろいろと期間が必要になってくると思っておりますので、こういった点についての配慮をどこかで記載をしていただきたいと思います。

この提案をすることについて了解をいたしましたけれども、何点かこの機会に税制調査会

として皆さん方にも考えていただきたいという点がございまして、その点については改めて、副大臣、政務官、その他、答弁が必要であれば、やっていただきたいですが、1つは更正の請求でございます。

今まで1年間しか認められていなかった納税者側が5年になるということについては、これは私も5年と5年の関係について、嘆願という仕組みがなくなるという点では評価をしたいと思います。いわゆる徴税側がこの3年が今度5年間まではOKになるということについては、考え方によってはせつかく納税者の権利を上昇させようというときに、どうも納税者の権利よりも徴税側の権利の方が優位になってしまっていて、せつかくの改革が、メリットとデメリットが一緒になってしまわないだろうかという問題があって、私はむしろそれを3年に合わせなければいけないのであれば、納税者の側が減額を3年に下げても構わないと。残りの2年についてはどうするんだということですが、これは例えばいろいろな手続上の制度を駆使しながら進めていくということも可能ではないかという提起をいたしました。こういうことも一つ申し上げておきたいと思っております。

いわゆる納税者権利憲章の中の権利の問題であります。私自身が考えて、五十嵐副大臣の方にもメモをお渡ししながら進めて、かなり手続面の整理が進んできて、非常に評価をしたいところではあります。いろいろな意味でまだ不十分な点が少し残っているのではないだろうかと思っております。

それは例えば中立かつ公正な裁判所において裁判を受ける権利とか、これは当たり前ではないかということではあります。しかし、実は裁判所に国税庁派遣調査官制度というのがございまして。これは裁判所の方がPTにいられて、この国税庁から派遣している調査官はどんな役割を果たしているんですかというお話を聞いたら、それは大変役に立っていますと。辞書のような役割を果たしていますとおっしゃって、私は国税をめぐって裁判が争われているときに、国税庁の側の方が裁判所の裁判官のお助けをしているということについては、中立性、公平性ということについては、どうも納得できないということでありまして、これは派遣をやめるべきではないかと思っております。こういった点について、どういうふうにご検討されるのかということについては、今回は出てきておりませんが、引き続きこれらの点については考えていただきたいなど。

更にこういう様々な発言をしたりすることによって、例えば差別的対応を受けないというか、これはよく実は政治家の間でも話をすることがありますし、納税者の側の中からもそういう心配をする声などがあるわけでありまして。つまり国税庁という、ある意味では大変な徴税の権力機構でもございまして、査察とかそういった非常に大きな力を持っているわけでありまして、そういった点で非常に心配される方がいるということについては、この機会にそういったものについての配慮も考えてもらいたいと思っております。

実は行政手続法の中に、例えば内部基準を知る権利というものがあります。これは行政手続法第12条に規定されているわけです。例えば私が金融庁の例をよく出すのですが、自己資本比率規制というのがあって、この自己資本比率規制というものが下がると、いわゆる自己

資本を充実しなさいとか、様々な命令が来るわけです。そういったものについての基準を明確にしないというのは、どうもまずいのではないかというようなことがあって、こういった点の権利をある程度保障していかなければいけないのかなど。

そういう意味でパブリック・コメントの問題とかプライバシーの問題とか、これはかなり一般的な話でありますし、そういった点でもう保障されていることはあるわけですが、そういった点について少し権利として考えていく必要があるのではないだろうかと思います。

国税不服審判所の問題について、今後検討していくということで、私もこれは非常に高く評価をしているわけでありまして。やはり不服申立前置主義というものの強制を撤廃して、自由選択性にするべきではないだろうかと思っておりますし、確か期間制限の問題はすぐに検討するというので入りましたけれども、(期間制限は)2か月から、異議手続、審査手続、訴訟、いずれも6か月くらいに延ばしていく必要があるのではないかと思います。

実はPTの中でも一番問題になったのは、国税不服審判所というものの中立性という問題が国税庁の中に置かれていることに伴って、これは中立性に疑いがあるのではないだろうかと思っております。そういう意味で、この国税庁の不服審判所の在り方についての問題提起がされていますので、今後の検討課題に入りましたので、これは本当にしっかりと議論をし、我々は公平、透明、納得という一つの原則に基づいて、今年の税制改正大綱もつくっておりますので、その延長線上でこれからも検討をしていただきたいと思います。

国税審査官の拡充が出ているんですけれども、国税審査官あるいは不服審査官とか、そういうトータルとして過半数くらいになるような改革を当面しないと、そういった点の改革が進んだとは見られないのではないだろうか。少なくとも、そういった点についての改革が必要なのではないかと思います。

これも随分PTで議論をしたわけですが、総額主義を取っているために途中で理由の差替えという問題が起きるといった問題がございました。これについても、理由の差替えは納税者の側からすると、途中でころころ変わってしまうということでございますので、この点は変えるべきではないのではないだろうかということも併せてお願いをしたいと思いますし、国税不服審判所の裁決は、だれがどういうふうになったという点の公開がなされておられませんけれども、こういった点の公開も必要なのではないかと思いますし、審判官の署名捺印問題も明らかにしていくという方向が必要だろうと思っているわけでありまして。

最後になりますけれども、裁判所の問題で司法の世界に触れることは我々の立場としても難しいかもしれませんが、是非これは将来的には、確かあれば知財高裁ができたことがありますけれども、税の世界も非常に専門性の要る領域ですから、租税高裁といったようなことも将来的に検討されるような方向が、法務副大臣もお見えですけれども、私はあっているのではないかと思います。

とりあえず私はこういった意見を述べましたけれども、この原案が出されたことについては賛成でございますので、そういった点を御理解いただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。今後更に検討をするということにさせていただきたいと思えます。

平岡副大臣、お願いします。

○平岡総務副大臣

いろいろと注文をつけまして、すみませんでした。名前まで引用していただいたのですが、それはそれとして、1つは番号制度のところでは、1の(2)で早急に制度設計に着手することを期待すると書いて終わってしまっているのがありますけれども、今後のここに書いてある実務検討会の検討のスケジュールと、特に税に関する番号制度の具体的な設計のスケジュールは、どんなふうを考えておられるかを教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

後者の方について。

○尾立財務大臣政務官

御案内のとおり政府の中で、今、峰崎参与事務局長に社会保障と税の共通番号の具体化スケジュール等を練っていただいておりますということと、もう一点は、党の方からもこの点に関しては恐らく明日御提言をいただくことになっておりますので、それを踏まえて検討していきたいと思えますが、参与、もし情報があれば、よろしくをお願いします。

○峰崎内閣官房参与

それでは、私の方からお答えしたいと思います。これはこの間、実務者の副大臣を中心とした会合の1回目をやりまして、近々に第2回の会合をやって、最終的にこの中間報告の実務者のとりまとめが12月初旬に予定をしております。そこから先がまた大変な作業が入りますけれども、とりあえず中間的なとりまとめとしては、導入に向けての意思統一をする。社会保障改革検討本部、与野党のですね。そういったところでも報告をできるようにしていきたいと思っております。

○平岡総務副大臣

その後、例えばいつごろ法案をつくって、いつごろ施行してとかいうようなことまで、イメージとしてはあるのでしょうか。

○峰崎内閣官房参与

まだ固まっている話ではありませんが、これの法案化作業というものを考えると、プライバシーの領域の問題とか、あるいは様々なシステムの構築の問題とか、相当な法案のすり合わせその他が必要だということで、その法案の骨格をつくっていくことの日程的な感覚で言うと、恐らく来年の通常国会までには、そういった大綱のようなものができるようなことで努力をするということだと思っております。

当初は基本法的な、あるいはプログラム法的なものではないだろうかということも考えたんですけども、それをつくる手間ひまのことを考えるよりも、先にしっかりとした法案の骨格をつくっていく方が重要だろうと。その方が急がれるだろうということで、今の段階では、そんな状況になってはいますが、菅総理は非常にこの問題は急いでおられますので、菅

総理との調整の問題が残っていますけれども、大体そんなような方向になるのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

これも期間の関係ですけれども、システムを実際につくって実施するというのは、それも不確定要因が結構あって大変だと思いますが、どのくらいのタームとイメージをしておけばいいのではないのでしょうか。

○峰崎内閣官房参与

これはこの間パブリック・コメントをかけたときにも申し上げたのですけれども、大体早くて3年はかかるだろうと。じっくりA案、B案、C案というか、C案までを視野に入れると、更にもっとかかるかもしれない。4年、5年とかかるかもしれない。とりあえず最初は、社会保障あるいは税というところにしっかりとやっていかないといけない。

一番重要だと思ったのは、税とほかの番号と、やや性格が違っているなど。税は民間の方が民間を通じて、官と情報が行かなければいけないのですが、ほかの情報はそうでなくても構わないというところがあって、所得情報というものをしっかりと、どこまでつかむかは別にして、これはここに記載しているような改正とか、一人一番号とか、そういったことをすべてきちんとしておかないといけないので、なかなか税は大変だなど。

ですから、オーストリアとか、いろいろな各国でも、税とそれ以外の番号の取扱い方は、なかなかセンシティブな形で分けたりしているというのが実態です。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平野内閣府副大臣

納税者番号制度の話が中に入ったので、一言だけコメントをさせていただきます。今、国民IDカードがIT戦略の中でずっと議論が進んでいまして、これはかなり具体化について議論が進んでいるんです。その中で、例えば個人情報保護についての第三者機関の設定をどうするかとか、IDカードをやるときの全体の基盤整備、情報基盤の設計をどうするかといった議論に入りつつあります。

今、明らかに内閣官房の中にIDカードと国民共通番号制度という二本の柱が立ってしまっていて、その中で今言った情報保護の考え方などについては、恐らく同じ基盤なんだろうと思います。

それから、普通の情報保護、情報基盤の設計についても、かなり共通するところはあるのではないかと。そもそもたどっていきますと、IDカードと共通番号制度は何が違うのかというところにまで発展していきそうな感じで、この部分は同じ内閣の中で2つ走っているということについては、是非そちらの調整も峰崎参与の方をお願いをしたいと思います。今、議論がここまで来ていましたから、よろしくをお願いします。

○峰崎内閣官房参与

先日、IDの方々と番号のチームの合同会合をやりまして、基本的に基盤は同じだなというのを感じたんです。ただ、1つだけ違うのは、先も述べたように納税者の番号だけはその中でもやや異質かなど。異質というか、民一民一官というところで特徴があるんですね。そして、見えなければいけない。

○平野内閣府副大臣

そこも含めて、引き続きよろしく申し上げます。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

この税に関する不服訴訟を一般の行政訴訟でやるよりも、租税に特化したところでやるというのは賛成でございます。その方法として、知財高裁にならったような手続というよりも、国税不服審判所のような専門の機関がいいと思います。ただ、現行の国税不服審判所は全くこの名前にすら値をしないようなひどい機関でありまして、そもそも国税がやった処分を国税当局の統括官が判断をします。しかも審理は対審構造になっていないので、どこでだれがどういう調査をやったのかも全くわからない。しかも最後の決定もだれが決定したのかわからないような、国税の不服を審判するという名前に値しないような組織が実態であります。

ですから、この国税不服審判所を全く完全に徹底的に改めて、国民の権利が合理的に守られるような組織に改造して、それで国税不服審判所の名前に値するような組織に改正をする必要があるのではないかと思います。それができないなら、確かに租税高裁というようなアイデアも必要ではないかと思っています。とにかく国税不服審判所は徹底的に改めていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

引き続き検討させていただきたいと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。なお、本報告書につきましては、本日の税制調査会終了後、対外的に公表することとさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、本日は誠に長時間にわたり、御苦勞様でございました。次回は11月26日金曜日の税制調査会でございます。市民公益税制について審議を行います。併せて以前この会議の前に小宮山厚生労働副大臣から御要請がありました、たばこ税について資料の御説明をしていただくほか、自由討議を行う予定でございます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございます。なお、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに御退出をお願いします。

本日は散会いたします。ありがとうございます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。